

報告第7号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年8月27日

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

北本市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年7月24日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第25条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。